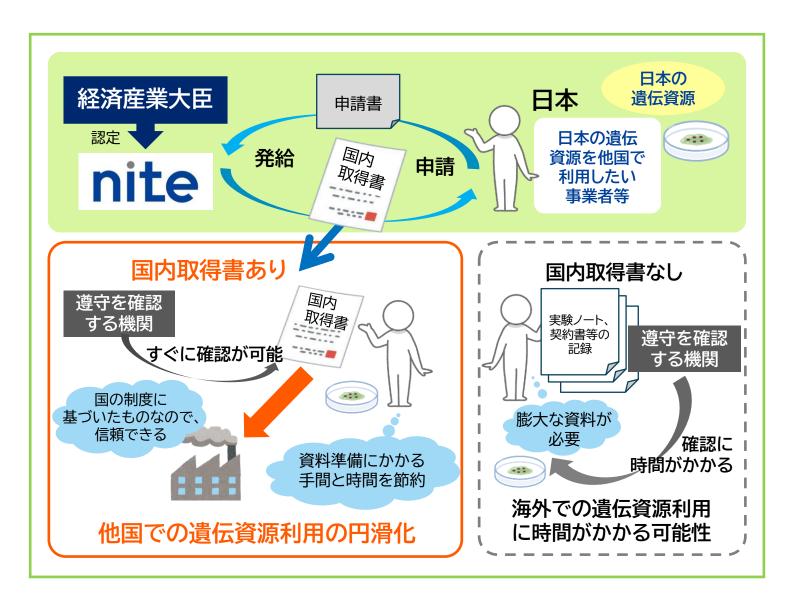


遺伝資源の「国内取得書」について

日本由来の微生物などの遺伝資源を海外で使われる方へのコンプライアンス対応として

NITEは、ABS指針第5章に基づく「遺伝資源が国内で取得されたことを示す書類」(国内取得書)の発給を行っています。

日本の事業者が遺伝資源を他国に輸出し利用する際、他国から遺伝資源が日本で取得されたことを示す書類の提示を求められる可能性があります。2017年8月20日から施行された国内措置であるABS指針に、「遺伝資源が国内で取得されたことを示す書類」(国内取得書)を発給できることが規定されました。国内取得書は、日本由来の遺伝資源を他国で利用する際に、日本由来であるということを示すことで、海外での利用を円滑に進めるために発給されるものです。



対象となる遺伝資源とその利用目的は?

- ① 原産国が我が国であるもの。
- ② 提供国が我が国であるもの。
- ③ 経済産業大臣が所管する事業での利用であること。
- ④ ABS指針第1章第3の2で適用外とされた 食料及び農業のための植物遺伝資源の利用 でないこと。
- ⑤ ABS指針第1章第3の2で適用外とされた パンデミックインフルエンザ事前対策枠組み に基づく利用でないこと。

*食品・農薬・飼料原料関係企業さまからもご依頼いただいております!

*海外からのご依頼にも対応しております!

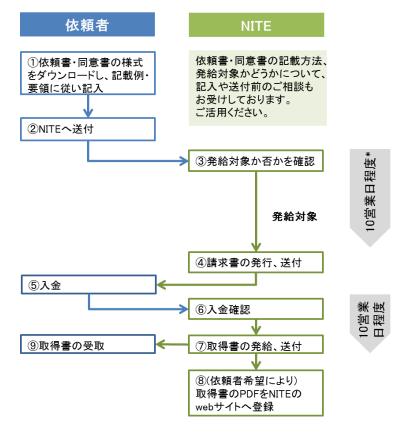
東京都渋谷区の土から分離した微生物を 用いて医薬品中間体 を海外でつくりたい





千葉県木更津市で 栽培している蘭を つかって、海外の 会社と共同で化粧 品の香料を開発し たい

取得書入手までの流れ



*NITE側の標準的な事務処理期間です。ただし、依頼者が依頼書等の不備を修正する期間、 追加的な情報・書類を依頼者が提出するまでの期間は、この中に含まれません。

取得書のイメージ



手数料(税込)

新規申し込み: 22,770 円 再発給: 6,600円

様式等はこちら



https://www.nite.go.jp/nbrc/global/abs-chap5/index.html



独立行政品法人製品評価技術基盤機構(NITE) バイオテクノロジーセンター(NBRC) 生物多様性支援課

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

お問い合わせ

abs-chap.5@nite.go.jp



NBRCの ウェブページ